

白老町結婚新生活支援補助金に関する Q&A

(共通要件)

Q1 婚姻届をこれから出す予定だが、先に補助金の申請をしてもよいか？

A1 婚姻届の提出・受理後でなければ申請できません。

Q2 「2年以上継続して町内に住む意思があること」とあるが、転勤する可能性がある場合は申請できるのか？

A2 申請時点で転勤の予定が定かでない場合は申請できます。ただし、あらかじめ終期が決められている転勤等で町内に赴任している場合や、すでに転勤の予定が勤務先から言い渡されている場合など、2年以内に転出することがほぼ確実である場合は、申請をご遠慮ください。なお、申請時には2年以上継続して町内に居住する意思のある旨を所定の様式で誓約していただきます。

Q3 再婚の場合、子どもがいる場合も対象となるか？

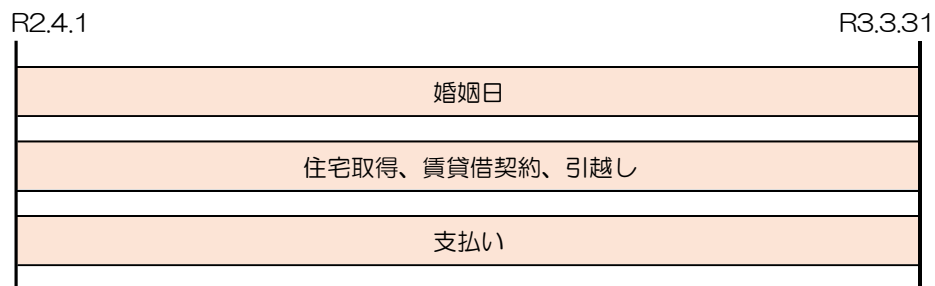
A3 対象となります。ただし、夫婦のどちらかが、過去にこの制度の補助金を受けたことがある場合は対象外です。

Q4 補助対象となる「婚姻日」、「住宅取得、賃貸借契約、引越し」、「支払い」の期間はいつからいつまでか？

A4 補助の対象となる期間は以下のとおりです。

婚姻日	： 令和2年4月1日から令和3年3月31日
住宅取得、賃貸借契約、引越し	： 令和2年4月1日から令和3年3月31日
支払い	： 令和2年4月1日から令和3年3月31日

(参考) 補助対象期間



(年齢)

Q5 夫婦の婚姻日における年齢については、どのように確認すればよいか？

A5 戸籍抄本や婚姻証明書等の夫婦の生年月日が確認できる書類により確認します。

※ 年齢計算に関する法律第2項及び民法第143条に基づき、誕生日の前日に年齢が加算されます。

(所得)

Q6 所得とはなにを指すのか？

A6 給与をもらっている給与所得者の場合は、令和元年分の給与等の収入から、給与所得控除額を差し引いた額です。自営業者の場合は、売上金額から必要経費を差し引いた額です。申請の際は、源泉徴収票ではなく、町が発行する所得証明書（手数料400円）を提出していただきます。

【給与所得者】 1年間の給与等の収入金額 - 給与所得控除額

【自営業者】 1年間の売上金額 - 必要経費

【参考】給与からみた所得の概要

夫婦の給与の合計がおよそ500万円以上になると対象外です。

ただし、あくまで概算のため、所得証明書での確認が必要です

給与の総支給額が250万円 → 概算の所得額 157万円

給与の総支給額が300万円 → 概算の所得額 192万円

給与の総支給額が500万円 → 概要の所得額 346万円

Q7 夫婦の双方または一方が申請時において無職であり、所得がない場合の証明はどのようにすればよいか？

A7 「無職無収入申出書（第3号様式）」により、無職であることを宣誓いただくとともに、離職票や退職証明書等により無職であることが確認できる場合は、これらの写しも添付してください。

Q8 所得から控除できる貸与型奨学金の年間返済額の期間はいつからいつまでか？

A8 所得証明書と同一期間です。

Q9 貸与型奨学金の年間返済額については、どのように確認すればよいか？

A9 奨学金返還証明書による確認を想定していますが、申請者において同証明書の取得が難しい場合には、通帳等による返済額がわかる書類の写しを提出していただきます。

(家賃等)

Q10 家賃等について対象となる費目はどのようなものか？

A10 婚姻に伴う住宅取得費用は物件の購入費のみ、住宅賃借費用は、賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料のみが対象となります。したがって、住宅取得に伴う土地購入代住宅賃借費用に伴う駐車場代、清掃代、更新手数料、光熱費、設備購入費等は対象となりません。

Q11 婚姻に伴い生じたリフォーム費、増改築費は補助の対象となるか？

A11 対象とはなりません。

Q12 勤務先から住宅手当が支給されている場合、住宅手当分の取扱いはどうなるのか？

A12 住宅手当分は対象外となります。このため、住宅手当支給証明書等の提出により、手当支給額を把握し、当該部分を差し引きます。

Q13 公営住宅や地域優良賃貸住宅の入居者も本交付金の対象となるのか？

A13 対象となります。ただし、地域優良賃貸住宅の家賃低廉化に係る国の支援対象となる部分については補助対象外とします。

Q14 婚姻を機に夫婦の一方が婚姻前から賃借している物件にもう一方が入居する場合、補助の対象となるか？

A14 同居後に支払った費用であれば対象となります。同居開始日は、住民票に記載された「住民を定めた年月日」で確認します。

Q15 婚姻前から夫婦が同居している場合（同棲の場合）、補助の対象となるか？

A15 婚姻後に支払った費用であれば対象となります。

Q16 夫婦以外の名義で契約した住宅取得費又は住宅賃借費は補助の対象となるのか？

A16 対象となりません。

Q17 親族の家（実家など）に引っ越して同居する場合、補助の対象はどうなるのか？

A17 引越費用のみ対象となります。

（引越費用）

Q18 友人に頼んだり、自らレンタカーを借りて引越した場合の費用は、補助の対象となるのか？

A18 対象となりません。引越費用については、引越業者や運送業者を利用して行う荷物の異動・運送に要した費用が対象となります。

（その他）

Q19 申請書類はいつまでに提出すればよいか？

A19 令和2年4月1日から令和3年3月31日までに申請してください。

Q20 この制度を利用した人は氏名などが公表されますか？

A20 個人情報保護のため、氏名などの公表はしませんが、簡単なアンケート調査にご協力いただきます。また、インタビューをお願いし、同意いただければ、町ホームページなどにコメントを掲載させていただきます。